# 南山大学における試験の不正行為に対する懲戒内規

（趣　旨）

**第１条**　南山大学学生懲戒規程第 3 条第 5 号に基づく試験における不正行為に対する懲戒は、この内規の定めるところによる。

（試験の定義）

**第２条**　南山大学学生懲戒規程第 3 条第 5 号にある試験は、次の各号をいう。

1　南山大学試験規程第 3 条にいう定期試験、追試験、再試験および補充試験

2　前号にいう各試験に代えるレポート

（試験における不正行為）

**第３条**　試験における不正行為は、次の各号の行為をいう。

1　他人の答案を見る行為

2　試験時間中にカンニングペーパーとみなされる物等を身辺に所持する行為

3　試験時間中にスマートフォンなどの通信機器を利用する行為および身辺に所持する行為

4　試験時間中に机の中に教科書やノートを開いておく行為

5　科目担当者および監督者等の指示に違反する行為

6　試験時間中に参照物を授受する行為

7　その他、学生委員会において不正行為と認められた行為

②　試験受験者ではない者が試験受験者と、試験について通謀して試験時間中に通信する行為は、試験における不正行為とする。

（不正行為者に対する懲戒）

**第４条**　不正行為者に対して、初回の不正行為は、これを戒告とし、再度の不正行為は退学とする。

（該当科目の単位）

**第５条**　南山大学授業科目履修規程第 22 条にいう不正行為者に対する単位の取扱いは、不正行為があったと認定された科目に、当該学期またはクォーターの単位を付与しない。

②　第 3 条第 2 項に該当する場合は、前項の規定を適用しない。

（懲戒原案作成手続および審議）

**第６条**　第 3 条各号にいう行為が試験時間中または試験終了後に確認された場合、その不正行為者に対する懲戒原案作成手続、審議および懲戒の通知は、南山大学学生懲戒規程第 5 条、第 5 条の 2 および第 5 条の 3 に則り行う。

（内規の改正）

**第７条**　この内規の改正は、学生委員会、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

**附　　則**

1　この内規は、2012 年 6 月 26 日から施行する。

2　「南山大学学生懲戒規程」の了解事項（平成 4 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

**附　　則**

この内規の改正は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

**附　　則**

この内規の改正は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

**附　　則**

この内規の改正は、2019 年 9 月 16 日から施行する。